

2023年11月27日

各位

会社名 株式会社 A C S L  
 代表者名 代表取締役CEO 鷺谷 聡之  
 (コード番号: 6232 グロース)  
 問合せ先 取締役CFO 早川 研介  
 (TEL. 03-6456-0931)

**海外募集による新株式発行に係る募集株式数の変更及び  
 発行価格等の決定並びに主要株主である筆頭株主の異動(予定)に関するお知らせ**

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において決議いたしました海外募集による新株式発行(以下「本海外募集」といいます。)に関し、2023年11月27日に、下記のとおり、募集株式数に変更があり、また、発行価格等を決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、本海外募集に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せて下記「Ⅲ. 主要株主である筆頭株主の異動(予定)」のとおりお知らせいたします。

記

I. 本海外募集に係る募集株式数の変更

本海外募集に係る引受人の引受株式数が増え、2023年11月13日付「海外募集による新株式発行に関するお知らせ」によりお知らせいたしました事項に関しまして、募集株式数の変更その他の事項について、下記のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。調達資金の変更については、下記「Ⅱ. 募集価格等の決定」に記載しております。

(1) 変更内容

【本海外募集の概要】

記

(変更前)

(1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,000,000 株

(変更後)

(1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,500,000 株

<ご参考>

(変更前)

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数(2023年10月31日現在)	12,813,865株
新株式発行による増加株式数	<u>3,000,000株</u>
新株式発行後の発行済株式総数	<u>15,813,865株</u>

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、2023年11月1日以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は含まれておりません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

(変更後)

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移
- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| 現在の発行済株式総数 (2023年10月31日現在) | 12,813,865株        |
| 新株式発行による増加株式数              | <u>1,500,000株</u>  |
| 新株式発行後の発行済株式総数             | <u>14,313,865株</u> |
- (注) 当社は、新株予約権を発行しているため、2023年11月1日以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は含まれておりません。

#### 4. その他

##### (2) 潜在株式による希薄化情報

(変更前)

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりです。なお、今回の新株式発行後の発行済株式総数 (15,813,865株) に対する潜在株式数 (下記の交付株式残数) の比率は 1.7% となる見込みです。

(中略)

また、当社は、下記(3)に記載のとおり、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行しており、現時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は2,130,865株です。今回の新株式発行後の発行済株式総数 (15,813,865株) に対する上記ストックオプションに係る交付株式残数とあわせた潜在株式数の比率は 15.1% となる見込みです。

(変更後)

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりです。なお、今回の新株式発行後の発行済株式総数 (14,313,865株) に対する潜在株式数 (下記の交付株式残数) の比率は 1.8% となる見込みです。

(中略)

また、当社は、下記(3)に記載のとおり、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行しており、現時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は2,130,865株です。今回の新株式発行後の発行済株式総数 (14,313,865株) に対する上記ストックオプションに係る交付株式残数とあわせた潜在株式数の比率は 16.7% となる見込みです。

##### (2) 変更の理由

2023年11月13日開催の当社取締役会決議を受け、Macquarie Capital Limited (以下「引受人」といいます。) が欧州及びアジアを中心とする海外市場 (但し、米国及びカナダを除きます。) においてマーケティングを実施した結果、市場動向を鑑み、引受人の引受株式数を変更することに伴い、募集株式数を変更するものです。

## II. 発行価格等の決定

### 1. 海外募集による新株式発行

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| (1) 発行価格 (募集価格) (注) | 1株につき911円      |
| (2) 発行価格 (募集価格) の総額 | 1,366,500,000円 |
| (3) 払込金額 (注)        | 1株につき878.11円   |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法 (以下「米国証券法」といいます。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

(4)	払込金額の総額		1,317,165,000円
(5)	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額	658,582,500円
		増加する資本準備金の額	658,582,500円
(6)	払込期日		2023年11月29日

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

<ご参考>

1. 発行価格（募集価格）の算定

(1)	算定基準日及びその価格	2023年11月27日	1,012円
(2)	ディスカウント率		9.98%

2. 今回の調達資金の使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 用途特化型機体及びプラットフォーム機体の研究開発費及び量産に関わる事業投資	1,000	2023年11月～2025年12月
② 海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金	291	2023年11月～2025年12月

(注) 本海外募集による差引手取概算額1,291,369,000円の使途の詳細は、以下の内容を予定しております。

① 用途特化型機体及びプラットフォーム機体の研究開発費及び量産に関わる事業投資

当社は用途特化型機体として小型空撮(SOTEN)、閉鎖環境点検、煙突点検、中型物流の4用途の機体の量産化及び社会実装を目指しており、それらの用途特化型機体の開発・評価及び量産に関わる事業投資として、人材の確保等の量産体制構築や部材の調達等に充当する予定です。また、小型空撮機体については、経済安全保障やセキュリティに配慮した、新たな高性能の安全安心な機体の開発を目指します。用途特化型機体に加えて当社が保有するプラットフォーム機体においてもセキュア対応、レベル4対応、また、新たな用途の探索等に関する開発及び機体の評価に充当する予定であります。また、上述の用途特化型機体又は新たな用途特化型機体の量産化を決定した場合には量産体制構築に向けた量産設計、製造工程の設計、量産化に向けた調達体制の構築、部材等の調達費用として充当する予定であります。これまでも用途特化型機体及びプラットフォーム機体の開発及び事業投資として資金調達を行い、充当を進めてまいりましたが、レベル4飛行対応に関連する開発、また、用途特化型機体の開発フェーズから量産フェーズへの移行に伴い、さらなる資金調達が必要と判断しております。

② 海外事業拡大のための研究開発費を含めた運転資金

現在ターゲットとしているアメリカ市場への展開に向けて、現地に機体販売をするための機体のカスタマイズとして、現地潜在顧客からの機能要望への対応、現地電波方式への対応、現地管理システムへのつなぎ込み、輸出管理の観点で必要となる機能等の開発費用として充当する予定であります。また、現地における販売体制の構築として、現地パートナーの選定、在庫保有を含めた販売体制構築、カスタマーサポート体制の整備に充当することを予定しております。また、インド市場においては上記機体の開発等に加え、現地パートナー企業とのドローン及びロボティクスに関するプロジェクトの実施にかかる研究開発費及び部材の調達を含めた運転資金として充当することを予定しております。これまで海外事業向けの資金として資金調達を行い、充当を進めてまいりましたが、2023年1月に米国拠点を設立して以降、海外における当社の事業機会が大きく広がっていると確信し、より積極的な展開を進めてまいりました。さらなる成長を加速させるために今回の資金調達が必要と判断しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

なお、募集株式数の変更による調達資金の変更について、当社の事業の進展に伴い上記資金について今後さらなる資金調達の必要性が生じる場合には、当社は様々な資金調達方法について検討をする想定です。

### III. 主要株主である筆頭株主の異動（予定）

#### 1. 異動が生じる経緯

本海外募集により、下記のとおり、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれます。

#### 2. 異動する株主の概要

(1) 名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
(3) 代表者の役職・氏名	ジェネラル・カウンスル (General Counsel) フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
(4) 事業内容	顧客またはファンドの資産管理

#### 3. 異動前後における割当予定先の保有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権所有割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2023年10月31日 現在)	一個 (一株)	—	—
異 動 後	14,990 個 (1,499,000 株)	10.48%	第1位

#### 4. 異動年月日

2023年11月30日（予定）

#### 5. 今後の見通し

2023年11月13日付「海外募集による新株式発行に関するお知らせ」に記載の「<ご参考> 2. 調達資金の使途（3）業績に与える影響」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。